

◆ S S C M 総 則 ◆

■ 総則

- 1. SUGOスポーツクラブメイト規約は、スポーツマンシップに則り、全会員及び、本部より別途認められた利用者全てに適用される規約である。
- 2. SUGOスポーツクラブメイト規約は、本規則とそれに基づく付則からなる。
- 3. SUGOスポーツクラブ名と規約に認められた会員をSUGOスポーツクラブメイト会員(SSCM会員) と称する。

■規約

- 1. 名称 :SUGOスポーツクラブメイト(SSCM)
- 2. 組織目的:モータースポーツの本質を正しく理解し安全性の高い健全なスポーツ育成のために、 SUGOのスポーツ施設の活用を通じて会員相互の親善を図るとともにモータースポーツに対する知識、 技術の向上のみならず人間形成の一助とすることを目的とする。
- 3. 本部 : 本会は本部をスポーツランドSUGOモータースポーツ課に置く。

住所 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 スポーツランドSUGOモータースポーツ課内 SUGOスポーツクラブメイト事務局(SSCM事務局) 電話 0224-83-3127 FAX 0224-83-3697

■ 会員

- ① 資格 : 本会員は、モータースポーツを愛好しかつ、品行方正で健全なる身体を有するものであることを 必要とする。
- ② 権利: 本会の会員は、SUGOスポーツ施設のスポーツ走行ができ、会員としての特典を有することができる。
- ③ 義務 :本会の会員はSUGOの諸規則に従って行動しなければならない。
- ④ 入会 :本会に入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、入会金、年会費、講習料と 写真 1 枚を添えて本会事務局へ申し込み、講習(ロード2輪・4輪・カート・モトクロス・2C/4C・トライアル)を受けなければならない。
- ⑤ 脱退および除名:本会の会員は下記の事由により会員資格を失うものとする。
 - (ア)本人からの脱退の申し出があった時
 - (イ) 本会の名誉を汚したり、信用を失うような行為をした時。
 - (ウ)本会の規則に従わない時。
 - (エ)更新期間内に更新しなかった時。
 - (オ) 更新は、ライセンス有効月の1ヶ月前より受付を開始し、有効月から3ヶ月以内を更新期間とし、それ 以降は会員資格を失うものとする。

上記の事由により、本会を脱退もしくは除名されたものは、本会員として一切の権利を失いすでに送付した会費その他の返却を受けとることはできない。

- ⑥ 会費 :別途に定める
- ⑦ 特典 : 別途に定める
- ⑧罰則規定:各コースの利用における違反行為または安全性におけるその軽重によって SUGOスポーツクラブメイト事務局の権限で下記罰則を課すことができる。
 - イ) 注意処分(口頭による注意、または注意処分通告書)
 - 口) 厳重戒告(戒告を受けたものは、始末書提出)
 - ハ) 戒告を受け 始末書3回提出以上の会員は、会員停止1ヶ月以上
 - 二) 罰則金(3千円以上1万円以下)

■付則

1. 講習会規定

本会の会員になろうとするものは所定の講習会を受けなければならない。

- ①講習会の内容
 - ・ 座学(施設・コース説明とレギュレーションについて。スクールテキスト参照)
 - ・ 実技(コースの走行について。2輪・4輪・カートのみ)
- ②実技車両は2輪・4輪・カートとも持ち込みとする。
- ③講習会の日程についてはモータースポーツカレンダーに準ずる。

※ロード・カート・オフロードの各種会員証取得者は、必ず施設利用講習を受講しなければならない。 また、当該会員区分に必要な JAF/MFJ/SL カート等の競技許可証を既に所持している方については申請 のみで発給する。競技許可証取得希望者は別途協議ライセンス講習会を受講すること。

2. コース走行規定

スポーツランド SUGO 各コースを走行する者は、次の走行規定を順守すること。

また、規定に合致する資格者で未成年者が走行する場合には親権者の承諾を必要とする。

- ①レーシングコース走行規定【2R/4R】
- (a)スポーツ走行は原則として本会員でなければできない。但し、MFJ/JAFライセンスを所持しているものは非会員料金で走行できる。
- (b)ミニバイクスポーツ走行は、当該運転免許証又は MFJ エンジョイ会員証以上を所持している者とする。
- (c)スポーツ走行は、運転免許証・MFJライセンス(フレッシュマン以上)・JAFライセンス(国内 A 級以上)のない者、または停止中のものは走行できない
- ②レーシングコース走行規定【2C/4C】
- (a)スポーツ走行は原則として本会員でなければできない。但し、当該運転免許証所持者で走行前講習を受講したものは非会員料金で走行できる。
- (b)スポーツ走行は、運転免許証のない者、または停止中のものは走行できない
- ②カートコース走行規定
- (a)スポーツ走行は原則として本会員でなければできない。但し、JAF/SLライセンスを所持しているものは非会員料金で走行できる。
- (b)ミニバイクのスポーツ走行は原則として本会員でなければならない。但し、当該運転免許証又は MFJ エンジョイ会員証以上を所持している者は非会員料金で走行できる。
- ③トライアルコース走行規定

スポーツ走行は原則として本会員でなければできない。但し、当該運転免許証又は MFJ エンジョイ会員 証以上を所持している者は非会員料金で走行できる。

④モトクロスコース走行規定

スポーツ走行は原則として本会員でなければできない。但し、当該運転免許証又は MFJ エンジョイ会員 証以上を所持している者は非会員料金で走行できる。また、MFJ規則に基づきPCライセンス・ジュニアラ イセンス取得者で親権者が同伴している場合、16歳以上で運転免許証を所持していない未成年につい ても親権者が同伴している場合は走行できる。

3. 一般規定

- ①会員有効期間:別途に定める
- ②会員料金:入会金・年会費からなり料金規定は別途に定める。
- ③スポーツ走行のできない場合:SUGOモータースポーツ施設がイベントおよびコース貸切などの場合は 使用できない。